

第31回ハルビン国際経済貿易商談会ブース出展委託業務 企画提案指示書

1 目的

中国黒龍江省ハルビン市で開催される「第31回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、バイヤーや消費者に対し、食や観光、文化といった北海道の魅力を一体的にPRしながら、道産品の商談及び展示販売を行うもの。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託期間：契約締結の日から令和3年（2021年）8月16日（月）まで

4 行事概要（予定）

- 日時：令和3年6月15日（火）～19日（土）
- 日数：5日間
- 会場：ハルビン国際会議展示体育センター（中国黒龍江省哈爾濱市南崗区紅旗大街301号）
- 規模：展示場総面積 86,000㎡（約3,000ブース）
- 主催：中国人民政府及び黒龍江省人民政府
- ブース：国際標準ブース(3m×3m, \$1,500)、特別装飾ブース(3m×3m \$1,900)

5 委託業務の概要

(1) ブース出展に係る手続

- ・ 商談会主催事務局（以下「事務局」という）に対し、ブース出展に係る申し込みを行い、事前に代金の支払いを行うこと。
- ・ ブース出展位置は事前に発注者と協議すること。
 - － ブース種類：国際標準ブース
 - － ブース数：3ブース（物産ブース2つ、観光・文化ブース1つ）

(2) 出展企業の募集・取りまとめなど

- ・ 道内企業を募集し、企業及び出展商品等を取りまとめること。
なお、出展内容については、観光及びアイヌ文化に関連する要素を含めること。
- ・ 出展内容
 - － 出展に当たっては、道産品40品目以上を出品するものとし、商品の種類は道産の農産物、水産物、加工食品の3種類以上を含めるものとする。
- ・ 出展企業の募集・取りまとめ
 - － 募集要領及び参加申込書を作成し、出展企業の募集を行うこと。
 - － 出展企業及び出展商品のリストを作成すること。
 - － 出展企業決定後、開催までに出展案内を作成し、出展企業に配布すること。
 - － その他、出展企業との連絡調整を行うこと。
 - － 取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。
- ・ 出展までの準備・調整等
 - － 出展までの準備・調整を進めるに当たり事務局との調整が必要なことから、業務開始か

- ら出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- (3) 出展ブースレイアウトの作成（備品・什器、照明等 設備の設置を含む）
 - ・ 出展企業決定後、事務局と調整の上、ブースレイアウトを作成すること。
 - ・ レイアウト作成にあたっては、出展する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食と文化の魅力を最大限発信できるようにすること。
 - (4) 備品の借り上げ
 - ・ ブースレイアウトに基づき、出展に要する備品の借り上げを行うこと。
 - － 基本備品については、事務局が提示する備品一覧表に基づき、出展企業と調整の上、借り上げを行うこと（商品棚、テーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等）。
 - － その他特殊備品については、発注者と協議の上、別途、借り上げを行うこと。
 - (5) ブースの装飾
 - ・ ブースレイアウトに基づき、事務局と協議の上、次の装飾を行うこと。
 - － ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やモニター・バナー等による装飾。
 - － 企業ロゴやポスター等を活用した企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
 - － アイヌ文化に関する情報を発信する装飾。
 - － 出展にあたっては「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」を活用するものとする。
 - (6) 商品の輸出等
 - ・ 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所（日本国内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、中国の目的港（海路、空路を含む）までの輸送、中国の目的港から会場出展エリアまでの輸送を行うこと。
 - ・ 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、商談会期間中も適切な保管、管理を行うこと。
 - ・ 輸出にあたり、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。
 - (7) 啓発資材の作成・輸送
 - ・ 委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材の作成支援やとりまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。
 - (8) 出展エリアの管理・運営担当者
 - ・ 出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、ブースの管理運営を行うこと。また出展内容の説明が中国語のできる人員を5名以上配置すること。
 - (9) 出展後のフォローアップ
 - ・ 出展期間中に来場したバイヤー等の情報を整理し、商談会終了後に詳細な商品情報の送付等を行うとともに、興味関心のある商品を取りまとめ、出展した道内企業に情報をフィードバックすること。
 - ・ 現地渡航が難しく、中国企業と道内企業がオンラインでの商談を希望する場合は、実施にあたって日程調整や回線の確保等の支援を実施すること。
 - (10) アンケートの実施
 - ・ 期間中50人以上からアンケートを聴取すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定することとする。
 - (11) 成果・実績報告
 - ・ 受託者は出展した商品ごとに販売数量・金額及び商談した商品の品目ごとの成約数量並びに金額、それらの見込みなどの商談経過や事後調査を行い、結果を報告書にまとめるとともに、作成したPRツールや事業を通じて判明した今後に向けた課題などの実施結果について取りまとめ、その結果を集計・分析し、成果品として整理し、出展した道内企業及び委託者への情報還元を行うこと。

- ・提出については、報告書は電子媒体（DVD-R1 部）及び紙媒体（冊子 5 部）、成果品は電子媒体（DVD-R1 部）を作成すること。

(12) その他

- ・新型コロナウイルス感染症に伴い、中国への渡航が困難になる等、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、あわせて企画提案をすること。

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア 中国での物産展やイベント等の企画・運営実績を有すること。

イ 中国への商品の輸出手続きや輸送の実施や手配の実績を有すること。

ウ 各業務項目の実施にあたり、商談会事務局との協議担当者のほか、販売員・通訳員など適切な人材配置を行い、国内外における業務執行体制が確立できること。

エ 事業実施のスケジュール、経費積算が妥当と考えられること。

(2) 企画提案の適合性

ア 食や観光、文化といった北海道の魅力を効果的に PR できる提案であること。

イ 出展商品の取りまとめの計画が、実効性のある具体的な内容であること。

ウ 商談を実施する上での現地人脈や実施方法、商談後のフォローアップについて、黒龍江省を中心に中国内での販路拡大につながる具体的な提案であること。

エ 適切に人員を配置し、事業の円滑な運営・管理がなされる提案であること。

オ アンケート調査、報告書、成果品の内容や方法が、効果的な内容となっていること。

カ 新型コロナウイルス感染症に伴う事業実施の前提条件が変化した場合の代替案が現実的かつ本来の目的を十分に達成できるものであること。

8 業務上の留意事項

- ・受託者決定後、企画提案の内容を基本として発注者と受託者が協議し委託業務内容を決定する。
- ・本事業は、令和3年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わない場合がある。

9 予算上限（消費税を含む）

3,500千円

10 応募手続

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流第一係

担 当 主 任 齊 藤 遼

電 話 011-204-5342 (内線) 26-655

FAX 011-232-8870 E-mail saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年(2021年)3月15日(月)15時

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式1のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和2年(2021年)3月22日(月)15時

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式2のとおり

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、事前に不参加を決定した場合は、3月19日(金)17時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

10(1)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。